

SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№485
2011・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 弁学合同部会・東京支部共催で震災問題学習討論集会…………… 松尾文彦
—青法協震災プロジェクトチームを結成
- 被害を被る周辺の住民多数が原告に—中部電力浜岡原発の運転永久停止を求めて提訴…………… 大橋昭夫
- 脱原発の国民投票をめざす署名運動に対し、青法協の皆さまの熱い支持とご協力を！…………… 河内謙策
- さまざまなことを考えさせられた、講演「安達峰一郎の時代から日中関係を見ると」…………… 川津 聡
- 日の丸・君が代裁判に対する一連の最高裁判決を受けて…………… 川口彩子
- 43年のたたかい実る—えん罪布川事件に再審無罪判決…………… 谷萩陽一
- 首都圏青年ユニオンの精力的な運動が勝訴判決の大きな原動力に…………… 戸館圭之
—SHOP99「名ばかり店長」訴訟

裁判員裁判の実相 ⑮

- 裁判員裁判の感想と教訓…………… 加藤寛之



「未来のため原発なくせ」(東京・明治公園)

青法協震災プロジェクトチームを結成

弁学合同部会・東京支部共催で震災問題学習討論集会

東京 松尾 文彦

六月一〇日(金)、青法協弁護士学者合同部会本部と東京支部の共催により、東京・水道橋で、震災問題学習討論集会「三・一一は青年法律家に何を求めているか」を開催した。私が司会進行をつとめた。

□課題明らかにした基調講演

鳥海準弁学合同部会議長のあいさつに続いて、日弁連や東京三会の震災対策で大活躍中の小海範亮会員(東京支部支部長)が「東日本大震災 弁護士会の被災者支援活動(日弁連・東京三会を中心)」と題して基調講演に立った。

講演は、「第一 法律相談」「第二 立法提言」「第三 原発事故対応」の三本柱で、被災者救援

活動の現状と今後の課題を鮮明にするものだった。

「法律相談」については、①電話相談、②被災地への相談員派遣、③都内避難者支援、④外国人、女性、子どもの権利、中小企業者向け相談、⑤Q&A作成と研修会など多様な相談活動が行われている状況が語られた。

「立法提言」では、日弁連が発表した提言などの紹介を中心に、①二重ローンなどの不合理な債務からの解放、②被災者生活再建支援法の活用上の課題(現行の最大三〇〇万円の支援金では現実の住宅再建は困難であり、適用対象を「半壊」や「一部損壊」世帯に拡大し、支給金額を増額する。福島原発事故の避難者について「長期避難世帯」にあたるか否かで支援金の有無が決まる。生業に不可欠であっても事業用資産の被害は対象とならな

い)、③災害救助法の積極的活用上の課題(「現物給付の原則」が強調され、「生業に必要な資金の提供」などの条項が現在運用されていない。「災害にかかった住宅の応急修理」の条項があるが「全壊」の場合は認められず、所得要件があり、金額も上限五二万円と低廉。「避難所、応急仮設住宅の供与」に関し、自己所有地上の応急仮設住宅は認められない)、④阪神・淡路大震災の折りに混乱をもたらした罹災都市借地借家臨時処理法はそのまま適用するのではなく改正すべき、⑤相続放棄などの熟慮期間の伸長、⑥災害弔慰金の拡張(遺族の範囲に死亡者の兄弟姉妹を含めるなど)などの課題を述べた。

「原発事故対応」では、福島第一原発の苛酷事故にともなう住民避難の経過を振り返りながら、適切かつ迅速に解決するための紛争解決体制の確立

を呼びかけた。

最後に、今後必要とされる支援活動として、①県外への長期避難者に対する支援、②被災地域の小規模避難所や仮設住宅生活者に対する支援、③災害時要援護者に対する支援、④住宅確保、生活保護申請支援、⑤原発被災者の原子力損害賠償法請求に関する仮払い申請支援と被害立証方法の保全、⑥自主避難者の賠償請求問題などを提起。青年法律家がその人権感覚とネットワークを活かして、被災者救援に立ち上がることへの期待を述べた。

□埼玉と千葉の会員から経験報告

続いて、根本明子会員(埼玉)と加藤寛之会員(千葉)が、この間経験した法律相談などについて報告した。

根本会員は、さいたまスーパーアリーナと三郷市瑞沼市民センター、磐梯熱海での法律相談に参加した経験を報告。弁護士が待っているだけでは相談は寄せられず、避難所内を巡回して「お困りごと、不安なことはありませんか」などと呼びかける中で被災者からの相談が寄せられたこと、震災直後は、「通帳やカードがなくても預金をおろすことができるか」など当面の生活上の相談が多かったが、だんだんと、将来に向けての不安に関

する相談が増えていったことを報告。「話しかけてもらって相談できたと言われ、続けてよかったと思った。相談のニーズはある」と述べた。

加藤会員は、千葉県旭市での法律相談の経験について報告。同市は千葉県の北東部、九十九里浜の北端にあたるが、津波による被害は東北三県と同様であり、一キロメートルほどの視野の中に何もなくなっている状況であると述べた。若い人々は仕事探しの活動をしてお年寄り子どもたちが残っている地域で、片づけなどを手伝いながら、その中でのお話がだんだんと法律相談に結びついていった経験を報告した。さらに、浦安市などでの液状化被害の深刻な状況について述べた。

□活発な討論と

プロジェクトチーム結成

以上の報告を受けて会場からさまざまな発言がなされた。

「いわき市に行った。現地に行かないと分からないことが多い。風評被害などについて相談を受けたが、これからも問題が出てくるだろう。弁護士の需要は大きい」「震災遺児の後見制度や避難所での学習室など子どもの問題に取り組んでいる。原発被害では被災者ノートが大事だが、なかなか書く気にならないということがある。青法協がこれ

らにどう関わるかが課題」「原発問題と地域再生に関心がある。東電の責任とともに国の責任を明確にすることが必要だ」「現在、復興計画のロードマップが見えない。青法協としてロードマップを作ることができないか。津波被害からの復興という点では、スマトラ地震の経験が参考になるのではないか」などの意見が次々と出された。

また、当日は、北海道(室蘭)から増川拓会員も参加、「津波被害を受けた。有珠山の経験があったことから死亡者はなかったが、経済被害は数十億円にのぼる。手形が落とせず、倒産した業者もいる。岩手県に法律相談にいったが、被災者の中には、このまま放って置かれるのではないかと不安が大きい。せめて仮設住宅などの取り組みをすすめて、被災したみなさんのことを思っている者がいるということ伝えていくことが大事」と発言した。

これらの討論を受けて、この日の出席者が参加して青法協震災プロジェクトチームを設置することを確認、メーリングリストも作った。参加していただける方は、青法協弁学会合同部会本部にご連絡くださるようお願いいたします。

被害を被る周辺の住民多数が原告に

— 中部電力浜岡原発の運転永久停止を求めて提訴 —

静岡 大橋 昭夫

このたび、浜岡原子力発電所の三〇キロメートル圏内に居住している御前崎市民ら八〇名、静岡市内に居住する三名（元裁判官一名を含む）が、「浜岡原発永久停止小笠・掛川原告団」（第一次訴訟）、「浜岡原発永久停止志太・榛原原告団」（第二元訴訟）を結成し、中部電力を被告として、「中部電力は、浜岡原発に設置してある三号機ないし五号機の原子炉を、今後、永久に運転してはならない」、すなわち、浜岡原発の廃炉を求めて、静岡地方裁判所浜松支部に訴訟を提起しましたので報告します（一号機、二号機については、老朽化のためすでに運転を終了し、中部電力は廃炉にすると述べています）。

浜

岡原発については、すでに河合弘之弁護士らによって、二〇〇三年に静岡地方裁判所に運転差止めの訴訟が提起され、一審では敗訴し、現在は、東京高等裁判所に係属中ですが、そのご苦労は、「脱原発」（河合弘之・大下英治著、青志社刊）に記載されています。

浜岡原発永久停止の今回の訴訟は、第二陣ということになりましたが、浜岡原発の運転により、命と暮らしに大きな被害を被る周辺の住民多数が原告となったことに特徴があります。

御前崎市内で浜岡原発に異議を唱えると、必ず、第三者から、「浜岡原発が嫌だったらよそで暮らしたらどうか」などという愚劣な圧力がかかり、浜岡原発の危険性が市民の共通認識になりえない現状がありました。

私は、数年前から、元国鉄労働者であり、現在御前崎市会議員を務めている清水澄夫氏から要請され、御前崎市佐倉で月一回、開催される無料法律・生活相談に出かけていました。

その中で、清水氏が、市議会における一六名の議員の内の唯一の「脱原発議員」として、浜岡原発の危険性を唱え、さらに、御前崎市の予算の大半を占める「電源立地促進対策交付金」が、いわゆる箱物の建設費に使われ、市民の福祉、生活の向上に役立っていないことを主張するが、市長や他の議員からは「顧だにされていないことを知り、深い憂慮の念を禁じえませんでした。」

このような中で、二〇一〇年九月二六日には、掛川市において、「浜岡原発の即時運転停止を求める全国交流集会」が開催され、私も清水氏とともに、浜岡原発を何とかしなければならぬとの思いに駆られていました。

そこに三月二日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の惨状を目のあたりにして、清水氏らが地域住民をまとめ、強大な中部電力を相手として訴訟を提起するに至りました。

す

でマスコミの報道でご承知のことと思いますが、浜岡原発は、文部科学省の地震調

査研究推進本部の想定により、二〇〇八年一月一日を算定基準とし、三〇年以内に八七%の確率で発生すると予測されている東海大地震(マグニチュード八・〇ないし八・四)の震源域の真上に立地する世界で最も危険な原発です。

浜岡原発の周囲八キロメートル以内には八本以上の地震を引き起こす活断層があり、敷地内にも四本の断層が存在し、しかも、地盤は耐震性の低い岩盤である軟岩だと言われています。

今のところ、東海大地震は、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが潜り込む駿河トラフ(駿河湾から遠州灘にかけての海溝でプレート境界)で発生すると考えられていますが、陸上での直下型地震ということも十分予測され、大津波がくる前に浜岡原発の原子炉は破壊され炉心溶解(マルチダウン)に至る事態も考えられます。

一

〇〇九年八月二日早朝に発生した駿河湾地震は東海大地震ではないかと私たち静岡市民を驚かせましたが、静岡市から五〇キロメートル離れた浜岡原発でも五号機は大きく揺さぶられ、タービン建屋にひび割れが発生し、地盤沈下もみられ、運転を停止しました。

東海大地震は駿河湾地震の何百倍の破壊力があると言われており、浜岡原発は地震や津波によりひとたまりもないものと思われまます。

過去、浜岡原発のある佐倉海岸では、「永長の

地震」(二〇九六年二月一日、マグニチュード八・〇から八・五)、「明応の地震」(二四九八年九月一日、マグニチュード八・二から八・四)、「慶長の地震」(二六〇五年二月三日、マグニチュード七・九)、「宝永の地震」(二七〇七年二月二八日、マグニチュード八・六)、「安政東海地震」(二八五四四年二月二三日、マグニチュード八・四)と五つの大地震が発生し、土地が隆起し、周辺の町では地震動や津波により大きな被害が出ていることが、史料地震学者の研究によって明らかにされています。

今

回の東京電力福島第一原子力発電所の事故は、私たちに原発の安全神話の空虚さと、原発を世界有数の地震国で津波国でもある日本に集中立地することが、市民の命と暮らしにとって許しがたいものであることを認識させましたが、同時に莫大な量の放射性物質を原子炉内部に閉じ込めておく技術が未完成であることを十分に認識させました。

このことは、浜岡原発の場合でも同様で、放射性物質の一般環境への放散の危険性を考えると、たとえ、電気が有用物であるとしても、原発が私たちの生活と両立しえない敵対的な関係にあり、最早、共存できないことは明らかです。

元来、軽水炉は、アメリカが、原潜用原子炉を原発に利用したという歴史的事情もあり、冷却水

がなくなると炉心が制御不能になり、放射性物質を一般環境に放散するという構造的欠陥があると、かねてから指摘されています。

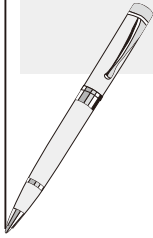
私

たちの訴訟では、このような危険な原子炉の運転の永久停止を、日本国憲法前文の平和的生存権、日本国憲法二三条・二五条で保障されている環境権、人格権を根拠にして請求しています。

国際司法裁判所の元裁判官であり、国際反核法律家協会のウィーラマントリ会長は、原子力発電所の存続拡散は、将来世代への犯罪であり、人道法、国際法、持続的発展に関する国際法のあらゆる原則に違反するものだと、「原子炉の便益を一方的に宣伝する情報の流れは逆転されねばならない」「時間は尽きようとしている。どうか今、行動してほしい」と述べ、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機とする意見を公開書簡という形をとって日本を含む世界の環境大臣に送付しています。

この訴訟を担当する「浜岡原発永久停止駿遠弁護団」(団長・田代博之弁護士)はウィーラマントリ氏の提言を忠実に受け止め、市民の皆さまがたとえ連携し、裁判官を説得し、安全論争、技術論争でも中部電力を凌駕すべく奮闘したいと思えます。全国の会員諸兄弟のご支援をお願いします。

脱原発の国民投票をめざす署名運動に対し、 青法協の皆さまの熱い支持とご協力を！



東京弁護士会 河内 謙策

私は、三・一一の福島第一原子力発電所の重大事故発生以来、自分自身が原発の問題に取り組んでこなかった過去の反省のうえに立って、脱原発の国民投票の成功のために力を傾注しています（私の所属している「脱原発の国民投票をめざす会」のサイトは<http://2010kenlaococan.jp/datsus-genpatsu/index.html>）。

一 原発と日本国憲法

私たちの多数が十分に知らないままに、日本には、高速増殖炉もんじゅを加えて五五基の原子炉が存在しています。また、日本の電力会社等はいくつかの原子炉の建設を予定しており、アメリカ、フランスに次ぐ原発大国になっています。原子力発電所はいかなる存在なのか、私は、法律家は、日本国憲法に照らして憲法違反の存在であることを国民にアピールすべきだと考えます。

以下、紙数の関係でデータの裏づけのない抽象論になり恐縮ですが、私の考えた結論を述べてみたいと思います。

① 原発は、日本国民の平和的生存権（前文）を侵害します。日本国民が安全・安心に暮らすことができる権利は、平和的生存権の「内容」として保障されていると考えます。しかし、国民が自分の生活と自分の将来に恐怖と不安を持ちながら生きなければならないというのは、この平和的生存権

の侵害です。また、原発の被害が将来の何世代におよぶというのも、現在の国民の平和的生存権の侵害と考えることができると思います。

② 日本国民は憲法二五条により、健康に生きる権利が保障されています。しかし、原発は、平時には原発労働者の健康に生きる権利を侵害するとともに、空气中に放射性物質を拡散して付近住民の健康に生きる権利を侵害し、事故時には、放射性物質を広範囲に拡散して日本国内はもとろん、世界の民衆の健康に生きる権利を侵害します。原発と不可分の関係にある東海再処理施設や六ヶ所再処理工場の危険も見逃すことはできません。

③ 原発は、平時においても、事故時においても、大気を通じて、あるいは海水を通じて、放射性物質を拡散し、生態系・環境を破壊し、国民が憲法二三条・二五条により保障されている環境権を侵害します。

④ 原発は、事故時において、勤労者・農民・漁民の憲法二三条・二七条により保障された労働の権利、経済活動の自由を侵害します（漁民については、温排水の影響により平時においても侵害が発生します）。また、憲法二六条により保障された子どもの学習権を侵害します。

⑤ 原発は、原発についての情報の隠蔽・操作・偽造・虚偽の流布を日常的に行うことにより、憲法二二条により保障された国民の知る権利を侵害

します。

⑥ 原発は、電源三法に見られるように、国家の行財政的手段をつうじて、憲法第八章により保障された地方自治権を侵害します。

⑦ 日本はすでに、原発より生じた、長崎原爆を四〇〇〇発も作ってしまうほどのプルトニウムを保有しています。私は、これは憲法九条に違反していると思います。今日においては、核兵器を作ろうと思えば作れる材料を保有していることは核兵器を保有しているのと同じ視すべきだと考えるのです。

日本国憲法は人権に対する公共の福祉による制限を認めていますから、「ウランは埋蔵国が分散し、保存や輸送がしやすい」「発電コストが安い」「クリーンエネルギーだ」という国や電力会社の主張が前記人権侵害を正当化できるかどうかが吟味されなければなりません。しかし、もはやいづれの主張も正当な理由足りえないことが、国民的に明らかになっていると思います。

二 脱原発運動の意義と展望

原発が日本国憲法に違反する危険な存在である以上、原発は廃止する以外にないのです。すなわち、原発の新設・増設を認めず、既存の原発の段階的廃止を実現するとともに、日本のエネルギー浪費構造を是正し、再生可能エネルギーを中心

とするエネルギー構造に転換していくことを私たちはめざさなければなりません。また、世界の民衆・アジアの民衆と連帯して、脱原発の世界・脱

原発のアジアを作り上げなければなりません。この目標を実現していく民衆の運動が、脱原発運動といわれるものです。

では、この脱原発運動は、いかなる意義を有するものでしょうか。

① この運動は、日本国民の生き残りをかけた運動だと思えます。福島第一原発の事故はいまだ収束しておらず被害は拡大しています。また、一九九五年の阪神大震災以来、日本列島は地震の活動期に入ったことが広範な地震学者により指摘されています。もう一度原発事故が起きれば日本が亡びるというのは、決して誇大宣伝ではないと思えます。日本国民が生き残れるかどうかは、脱原発運動の成否にかかっていると思えます。

② この運動は、近代文明⇨欧米文明を乗り越えた新しい文明を日本とアジアに創造していく運動だと思えます。日本の原発は、日本の成長神話のシンボリック的存在であったがゆえに、脱原発の探求は、必然的に日本の成長第一主義的政治・経済・社会・文化構造の克服の課題を提起することになるでしょうし、それは、さらにすすめば、成長第一主義の根底にある近代文明⇨欧米文明をどのように乗り越えるべきか、というところまです

すんでいくことになるでしょう。

③ この運動は、日本の民衆に対し、近代文明⇨欧米文明を支えた生き方でない、新しい生き方を模索させることになるでしょう。たとえば、人間の絆の再評価は、そのような文脈の顕現ではないでしょうか。それはまた、日本の民衆運動と民衆運動を担う活動家一人ひとりに、多数の原発を容認してきた弱点の反省・克服と新しい課題の探求をやりぬく思想・力があるかどうかを試すことになるでしょう。

この運動の展望につき論じる余裕はなくなりました。今は、日本の脱原発運動が大同団結して奮闘することにより、国民投票に成功して、脱原発の道を歩むことになるという楽観的シナリオと、脱原発運動が分裂のまま、一時の高揚の後に衰退し、国民は以前の無関心・無気力に戻り、原発推進派が再び原発推進に突撃するという悲観的シナリオが存在するということを指摘するに止めたいと思えます。

私は、青法協会員である皆さまに対し、貴方は、日本と貴方の将来をどうしたいのですか、と問いかけたのです(二〇一二年六月二〇日記)。

PS 脱原発の国民投票をめざす会のサイトからダウンロードしてください。自書のうえ、必ず郵送して下さい。お願いいたします。

さまざまなことを考えさせられた 講演「安達峰一郎の時代から 日中関係を見ると」

あいち 川津 聡

一 はじめに

第四回拡大常任委員会(二〇一一年三月四日・五日 山形市)で「安達峰一郎の時代から日中関係を見ると」と題して、山形大学の松本邦彦准教授による講演が行われた。

講演は、アジアから初めて常設国際司法裁判所の所長となった山形県出身の安達峰一郎の生きた時代とその活躍から、最近注目を浴びるようになった尖閣諸島問題や日中関係をはじめ多くの示唆を与える内容であった。

私は、安達峰一郎という名前も、常設国際司法裁判所に日本人の所長がいたという事実も寡聞にして知らなかったが、さまざまなことを考えさせられた。

松本先生は序論として、尖閣諸島問題における日本と竹島問題における韓国、それぞれの国際司法裁判所に対する態度に共通点があることを指摘された。それは、国際司法裁判所への付託による問題解決を拒否して、問題となっている土地の実効支配を続けるという態度である。そこには、実効支配をしている側は現状維持を利益とするため、それが司法手続きであっても第三者による判断をきらうという国家の現実が如実に表れている。この現実の下で、国際司法裁判所は紛争当事

者から拒否ないし回避されることもある。

あらためて対比して示されると、国家の身勝手さに呆れるだけでなく、国際司法裁判所の存在意義を疑いたくなるが、この現実を指摘したうえで、講演は本論へ入った。

二 「世界法廷」が必要とされた 時代背景

まず、常設国際司法裁判所が必要とされ、それが生まれた時代背景を概観した。

一九一四年に始まった第一次世界大戦は、戦後のヨーロッパに、同大戦を最後の戦争とするべく戦争防止の国際的な枠組みを設ける一大転換を決意させた。なぜこの転換の決意がされたかについて、以下の理由があげられた。

① 普仏戦争以来、ヨーロッパの国家間では植民地の獲得競争という形でしか戦争が起きない時代が約四〇年続き、本国では戦争が起きないという空気があった一方で、軍事同盟を作って対抗し合ってきた結果、一部の国家間の戦争にヨーロッパが巻き込まれてしまったこと、② 火薬製造技術が向上して戦争の長期化を招いたこと、③ 軍隊だけでなく、銃後の国民まで含めた国家の総力で勝敗が決する戦争となったこと。

戦争防止の国際的枠組みとは、安全保障論と国



講演をする松本邦彦准教授

際法上の戦争の位置づけである。

第一次世界大戦前は、一部の国家が形成する軍事ブロック同士の均衡をもって戦争のない状態を作るといふ勢力均衡論が主流を占める安全保障論であった。しかし、戦後は、すべての国家が所属する国家集団を形成して、その内部で秩序を乱す国家に制裁を加えるという集団的安全保障体制が生まれた。国際連盟である。

また、戦争は、国益の確保実現の手段として認められていたものが、国際法上違法であるとの位置づけが生まれた。不戦条約は、この戦争の違法化の表れである。そして、常設国際司法裁判所も、戦争以外の紛争解決手段として、戦争の違法化の流れの中で誕生した。

ここまでは、かつて学校で学んだ世界史のおさらいという印象である。しかし、ここから講演は、

以上の歴史的背景を踏まえ、このような一大転換の中で、日本は常設国際司法裁判所に対してどのような対応をしたか見ていく。

ここからの内容は初めて聞くものが多く、強く興味をひかれた。

三 「世界法廷」への日本の対応

常設国際司法裁判所への日本の対応を理解するには、日本が地理的に辺境国家であったことと、日本の国際秩序のとらえ方が明治時代に大きく切り替わったことを理解する必要がある。

日本は二つの意味で辺境国家であった。まず、アジアの辺境として、中国から見た辺境にあり、中心としての中華帝国と周辺国から形成される華夷秩序の中に組み込まれた経験を有する。しかし、漢字や儒教などの強い文化的影響を受けながらも、朝鮮と異なり、華夷秩序に完全に組み込まれることはなかった。他方で、日本はヨーロッパ的見地から見ても辺境にあり、欧米列強国はその植民地化パワーが極限に達した段階で日本にやってくるようになった。

このような日本の辺境国家としての位置づけが、明治時代における国際秩序観の切り替えを導く。すなわち、華夷秩序から強い影響を受けながらもそこから一定の距離をおいていたことが、ア

ジア諸国の植民地化を目の当たりにしたうえで植民地化の波への対応を迫られた際に、中国中心の国際秩序観から欧米中心の国際秩序観への切り替えを可能にした。その結果、日本は欧米列強国からなる「文明国クラブ」に入ることを国家目標とすることになる。そして、その手段は、中国やロシアと戦争をして、領土を獲得することであった。

ところが、第一次大戦後、戦争が違法化されると、日本は戦争という手段を奪われてしまう。新興勢力であり、欧米列強に比べれば持たざる国という自覚を有していた日本は、戦争の違法化を拒否し孤立するという選択は取れなかった。しかし、国家目標実現をあきらめることもできない。

そこで、日本が新たな国家目標実現の手段の一つとしたのが、常設国際司法裁判所であった。

ここで、常設国際司法裁判所を日本の国益実現の場とするには、二つの課題を克服しなければならなかった。裁判官の選任方法と応訴義務づけの可否である。これらの課題に取り組んだ結果、日本は常設国際司法裁判所を制度として整えるうえで一定の貢献を果たした。

まず、裁判官の選任方法である。国際司法を通じて日本の国益実現を可能とするには、裁判官に日本の国家社会に対する理解があることが必要となる。しかし、当時の日本は国際司法に対して不信感を抱いていたという。講演では、その原因と

なった家屋税事件が紹介された。

この事件は、外国人居留地の上に立つ家屋に課税したところ、敷地である居留地は無税であったため家屋も無税のはずだという主張に基づき、常設仲裁裁判所に訴訟が提起されたという事件のようである。裁判官には日本人、フランス人、ノルウェー人が選ばれた。結果、土地が無税なら土地上の建物も無税であるという点でフランス人とノルウェー人の裁判官の意見が一致して、日本側が敗訴した。

司法試験の受験勉強中に、土地と家屋が別個の所有権の客体であることは日本民法の特徴であり、フランスでは異なると学んだおぼろげな記憶があるが、それが前記判決の理由なら、たしかに日本法の理解を欠く不当判決と言えそうである。講演は事案の詳細に立ち入らなかつたが、私個人としては、もう少し突っ込んだ問題の所在の説明がほしかったところである。

四 日本の「世界法廷」への寄与

このような経験から、当時の日本は、常設国際司法裁判所を創設するなら、日本人を裁判官に入れようという動機は、当時各国に共通のものであつたようである。その結果、国際連盟において、大國で

構成される理事会だけでなく、小國も参加する総会でも絶対多数を得た人物のみが裁判官となるという選任方法が採用された。小國にも公平な裁判がなされる裁判所を確保できる選任方法であり、現在の国際司法裁判所にもこの選任方法は引き継がれている。安達峰一郎はこの選任方法によつて選ばれた裁判官であつた。

次に、応訴義務付けの問題である。応訴を義務付けても、大國が義務に違反して応訴しない、あるいは訴訟に協力しない、さらには判決に従わない場合、裁判所の権威は著しく傷つけられ、紛争解決手段、ひいては日本の国益を実現する手段としての実効性を失うことになる。そのため日本政府は応訴義務付け反対の立場であつたという。

この日本政府の意向を受けた安達の活躍で、各國は応訴義務の受諾と留保を選択できることとなつた。この応訴義務の扱いも現在の国際司法裁判所に引き継がれている。この応訴義務をめぐる安達の活躍についても、講演ではあまり詳細な説明がなかつた。時間の関係もあつたことと推察するが、諸外國の態度や具体的にいかなる働きかけをしたのかなど、より詳しく知りたかつた。

このようにして生まれ、その際日本が一定の貢献をした常設国際司法裁判所に対して、やがて滿州事變の解決が期待されることになる。講演は、滿州事變に入る前に、中國の近代史を概観する。

五 新生中國と滿州事變

日清戦争後、清國は日本と欧州列強に対する國土の割譲や貸与を余儀なくされ、辛亥革命によつて中華民國となつてもその状況は変わらなかつた。そのため、中國にとつて半植民地状態という現状をいかに打破するかが大きな課題であつた。

他方で、二カ条の要求によつて日本が中國におけるドイツの權益を継承し、また、日露戦争の結果、南滿州鐵道株式會社を設立するなど中國における日本の權益が拡大するにつれ、日本が自國の權益を確保する必要性も大きくなつていった。

その結果、中國のこの課題克服へ向けた動きは、必然的に日本との衝突を招く。國民黨によるいわゆる北伐のさなかに起きた張作霖謀殺事件である。さらに、日本が同事件によつても滿州の軍事占領に失敗した結果、ついに滿州事變に至る。

この日本の横暴に対し、日本と二対一の関係では勝てない中國は、國際連盟に訴えるという手段に出た。私がかつて学んだ世界史の知識の残渣によれば、これにより、日本は世界で孤立を深め、初めから敗色濃厚な戦争へ突入していくことになつていたが、講演で、ことはそう単純ではなかつたと知つた。もちろん、戦争の違法化の流れの中で、不戰條約及び九カ國條約に違反した日本は不

利な状況であったのは確かだが、有利な事情もあつたのだという。

まず、国際連盟のアジアにおける常任理事国は日本であり、東アジアの安定のためには日本の意向を尊重する必要があつた。次に、当時中国市場を欧米列強が確保するためには、不平等条約を打破しようとする中国政府の弱体化が望ましかつた。また、日本が中国に居座ることで中国の共産主義化抑制を期待できた。さらに、世界恐慌が起きたばかりというタイミングであり、日本を追い詰めた結果、本国から遠く離れた東アジアで戦争を起されると対処に困難が予想された。これらの日本に有利な要素もあり、欧米列強が日中いずれの側に着くかは必ずしも自明ではなく、日本との関係について各国に駆け引きの余地が生まれたため、第一次世界大戦後に新たに作られた集団的安全保障の枠組みは直ちには機能しなかつた。

六 「世界法廷」への期待

ここで講演では、いくつかの資料も抜粋して、このように国際政治が問題解決に有効と言えない状況下で、各国が常設国際司法裁判所への提訴を検討していた事実が指摘された。

当時は、折しも安達峰一郎が常設国際司法裁判所の所長を勤めていた時期であつた。そのため、

安達は提訴へ向けた動きを察知できる立場にあつたようである。安達からの伝聞を内容とする手紙や安達自身が書いた手紙から、中国自身はもちろん、フランス、スペインなども常設国際司法裁判所への諮問を検討していたこと、同裁判所の裁判官らも、休暇を返上して審理に備えていたこと、審理がなされた場合日本の主張は容れられないと予想されることなどが読み取れる。

この提訴は実現しなかつたようであるが、国際関係において政治の限界を乗り越える役割を司法が期待されていたことを示すものと、私には思われた。もつとも、すでに満州を実効支配して現状維持の段階に入っていた日本は応訴義務を受諾せず、そのまま実力で世界と対決することによって自らに都合のよい秩序を保とうとした。そして、最終的にそれに失敗してしまう。

この歴史上の事実と現代における日中関係を比較した場合、司法による解決は正当性に疑問を抱く当事者から拒否されるという点で共通しており、司法より政治の果たす責任が重要であることに変わりはないと結論して、講演は終わった。

七 平和的解決における司法と

政治の役割について

講演後、前記の紛争の平和的解決における司法

と政治の役割について再考してみたが、私はむしろ司法の意義を再認識すべきように思われた。たしかに、応訴を強制できないことから国際司法裁判所には限界があるといえよう。

しかし、松本先生自身も言われるように、安達峰一郎の時代において道義は裁判所の側にあつたのである。ここでいう道義とは何を指すのか、常に道義が裁判所の側にあるかは考慮すべき問題であるが、道義を裁判所が備えるかぎり、各国は相手国の提訴に応じ、司法の場において理を尽くして国際社会からの支持を獲得するように努めるべきではないだろうか。そうしないことは、その国の主張の正当性に疑問を抱かせるといえないだろうか。

司法による解決を避けること自体その国の主張が不当であることを推認させるなら、現在日本が尖閣諸島問題でとっている立場はむしろ日本に不利なようにも思われる。

日中関係という時宜を得たテーマで、国際司法の意義という深みのある問題まで考えるきっかけとなり得る、素晴らしい講演であつた。



日の丸・君が代裁判に対する 一連の最高裁判決を受けて

神奈川 川口 彩子

国

旗に向かつて起立し、国歌を斉唱しない
と、音楽教師は君が代をピアノで伴奏しな
いと懲戒処分にする。三回、四回と処分が重なれ
ば分限免職となる……この悪夢のような二〇一
三通通達が東京都教育委員会から出されたのは二〇
〇三年。今年で八年になる。

二〇一二年三月二〇日、東京高裁は、一〇・二三
通通直後の卒業式・入学式で懲戒処分を受けた都
立学校の教職員一七〇名の処分を取り消す画期的
な勝訴判決を言い渡した。ところが、最高裁は、
二〇一二年五月三〇日を皮切りに、次々と教師側
を敗訴させる判決を出す事態となっている。

最高裁にかかっていた日の丸・君が代関連の裁
判は全国で一四件にのぼっていた。この中には、一
九九六年、二〇〇〇年の北九州の処分取消事件、
二〇〇一年から二〇〇四年にかけての広島処分取
消事件、神奈川の義務不存確認事件、一〇・二
三通達下の卒業式で来賓として出席した元教諭が
威力業務妨害罪に問われた刑事弾圧事件も含ま
れている。

この原稿を書いている七月五日時点で出された
最高裁判決は六件。再来週までにさらに四件の
言い渡し期日が指定されている。これまでですべ
ての小法廷で判決が出されたが、すべての小法廷
で、教職員に対し国歌斉唱時の起立を命ずる職務
命令は憲法一九条に違反しないと判断された。す

べて同じ理由、同じ言い回しである。

人権保障の最後の砦となるべき最高裁が、いと
も簡単に個人の思想・良心の自由への制約を容認
するとは、なんとも悲しく、罪深いといしか言いよ
うがない。

日

の丸・君が代は、日本の国旗・国歌とされ
ているが、過去の歴史と切り離すことので
きないハタとウタである。過去の歴史に問題があ
るのみならず、今なお天皇制が存続し、アジア諸
国の国々との間では戦後補償問題が決着していな
いのであるから、現代でも、日の丸・君が代は、
戦前の日本の罪を背負い続けた存在なのである。

そもそも、国旗・国歌に対し、敬意を表明せよ
ということ自体、個人の尊厳よりも国家に価値を
おく思想の現れであると言わざるを得ない。この
ような、日の丸・君が代をどうしても受け入れ難
い、あるいは自分なりの距離感をもちたいという
人に対し、国旗・国歌の前で敬意を表す行為をせ
よと、しかもこれに従わなければ処分するなど
脅して屈服させようとするなど、民主主義国家の
やることではない。

二

〇〇七年二月、最高裁は、小学校の音楽教
師が国歌斉唱時にピアノを伴奏しなかった
ため戒告処分に処せられた事件において、ピアノ
伴奏を求める職務命令は、直接的に教師の思想・
良心の自由を侵害するものではないとして、憲法

一九条に違反しないと判断していた。

私たちは、このいわゆるピアノ判決を、最高裁の大法廷判決で逆転すべく、この四年間奮闘してきた。このたびの一連の最高裁判決は、間接的であるとはいえず、国歌斉唱時の起立を求める職務命令は、憲法一九条に定める思想・良心の自由の制約となることを認めさせた点で、一定の成果はあったといえる。教職員はともかくも、生徒や保護者に対し起立斉唱を強制することへの歯止めとして評価できるからである。

しかしながら、最高裁は、これに対する合憲性審査基準として必要性・合理性の基準を用い、結論として「上記の制約を許容しうる程度の必要性及び合理性が認められる」と実に安易にその制約を認めてしまった。その必要性・合理性とは、原告らは公立学校の教職員であり、国歌斉唱時の起立斉唱は式典における慣例上の儀礼的所作であり、そのような行為を求める職務命令は、高等学校教育の目標や卒業式などの儀礼的行事の意義、在り方などを定めた関係法令等の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒などの配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑な進行を図るものであるというのである。秩序優先、結論ありきというほかない。

生徒と日々対峙する教師だからこそその苦悩・葛

藤とその痛みを微塵も理解せず、個人の尊厳との関係で最も高い位置にある思想・良心の自由に対し軽々とその制約を認めてしまった最高裁の罪は深い。

冒頭紹介した二〇一一年三月一〇日の東京高裁の事件、二〇〇六年九月二日に東京地裁で違憲判決の出された予防訴訟はまだ最高裁に係属したばかりである。私たちは、すべての叡智を結集して、今回の一連の最高裁判決を乗り越えていかなければならない。

今

回、最高裁の三つの小法廷で、合計二つの反対意見がついた。宮川光治裁判官の反対意見は、一〇・二三通達について「本件通達は、式典の円滑な進行を図るといふ価値中立的な意図で発せられたものではなく、前記歴史観ないし世界観及び教育上の信念を有する教職員を念頭におき、その歴史観等に対する否定的評価を背景に、不利益処分をもってその歴史観等に反する行為を強制しようとするところにある」とし、「上告人らにとつて『日の丸』に向かって起立し、『君が代』を斉唱する行為は、慣例上の儀礼的な所作ではなく、上告人ら自身の歴史観ないし世界観等にとつて譲れない一線を越える行動であり、上告人らの思想及び良心の核心を動揺させる」「これまで人権の尊重や自主的に思考することの大切さを強調する教育実践を続けてきた教育者として、その魂と

いふべき教育上の信念を否定することになる」「そのような真摯なものであれば、本件職務命令に服することなく起立せず斉唱しないという行為は上告人らの思想及び良心の核心の表出であるともみることができ、少なくともこれと密接に関連している」とするもので、私たちの主張を真正面から捉えてくれたと評価している。

これが多数意見とならなかったことがなんとも歯がゆいが、私たちはこれを世論とし、最高裁の多数意見になるべく努力していかなければならない。

安

倍政権の下で教育基本法が改悪され、その後、福田政権になったあたりから、日の丸・君が代問題に対する世論の関心は薄れていったように思われる。しかし、その世論の沈静が、橋下大阪府知事のような暴挙を許すことになるのである。最高裁で二つの反対意見、合計七つの補足意見がついたことははからずも、学校現場の日の丸・君が代問題は、世論はもとより最高裁の中ですらも多様な意見が存することを浮き彫りにした。

そのような多様な意見、そして多様な思想に寛容で、自らの思想・良心に従う自由の保障される社会を築くため、これからも努力していくことを誓いたい。

四三年のたたかひ実る

えん罪布川事件に再審無罪判決

茨城 谷萩 陽一

二〇二二年五月二四日、水戸地方裁判所土浦支部は、布川事件の被告人櫻井昌司さん、杉山卓男さんに対し、再審無罪判決を言い渡した。検察官は控訴することなく判決は確定した。一九六七(昭和四二年)一〇月の両名の逮捕から実に四三年以上の歳月をかけたたたかひが実を結んだ。無期懲役以上の事件で再審無罪が確定した七例目となった。逮捕から無罪確定までの日数では最長であり、共犯事件の再審無罪は初めてである。

一 布川事件とは

一九六七(昭和四二年)八月に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件で、櫻井さん、杉山さん両氏が別件逮捕の後、自白に追い込まれた。公判では一貫して否認して争ったものの、一九七八(昭和五三年)年に無期懲役が確定した。

両氏は日弁連の支援も受けて再審請求に取り組んだが、第一次再審請求は棄却。第二次再審請

求に対して二〇〇五(平成一七年)九月に水戸地裁土浦支部で再審開始決定が出され、検察官の即時抗告及び特別抗告が棄却されて二〇一〇(平成二二年)二月に再審開始が確定し、六回の再審公判を経て無罪判決に至ったものである。

二 無罪判決の内容と特徴

判決は、まず事件と両氏を結びつける物的証拠が何一つないこと、有罪の証拠としては目撃証言

と自白という供述証拠しかないことを指摘する。そのうえで、目撃証言の信用性について詳細に検討し、証言の変遷や他の証拠との不整合から、検察官はじめ捜査官の誘導が作用した可能性を指摘し、信用性はないと判断した。

自白については、①広汎かつ不自然な変遷、②両氏の自白相互の矛盾、③客観的事実との不整合といった角度から詳細な分析を加え、信用性はないとしたうえで、任意性についても一定の疑いがあるとした。

さらに、自白の生成過程について、「自分から自白した」「誘導はしていない」といった捜査官の証言は「率直さに欠けた自己防衛的なもの」と批判。自白に至った心境を語る両氏の供述に理解を示した。

全体として慎重な言い回しが目立ち、警察・検



察批判やこのえん罪の原因についての明言がないことへの不満もないではない。しかし、この判決は、両氏と犯行を結びつける証拠はまったくないことを確認し、この事件が予断に基づいて証拠を歪めた捜査機関の生み出したえん罪であることを

解明したという意味では、明確な完全無罪判決である。

三 再審開始に至る長い道のり

本件では控訴審段階から、現在弁護団長の柴田五郎弁護士らが弁護人に選任され、本格的な弁護活動を展開した。優勢にすすんだ公判内容から見ても無罪は確実とも思われたが、裁判所の自白偏重の壁は崩れなかった。最高裁決定は異例の長文で両氏の上告を退けた。

第一次再審請求が棄却されたあと、第二次再審請求へさらに綿密な準備が重ねられた。

弁護団ではこの事件の証拠構造を柔構造と呼んでいたが、物証が何一つないだけに、何か一つの証拠を崩せば全体が崩れるという関係にはない。そのため、あらゆる論点にわたって有罪証拠の弾効に力を注いだ。

まず、多くの実験や鑑定を積み

布川事件再審無罪判決の言い渡しで喜びにわく水戸地裁土浦支部前(二〇一二年五月二四日)

重ねた。殺害方法が扼頸か絞頸か及び殺害方法の順序に関する法医学鑑定、現場のガラス戸の破損原因を分析する実験と鑑定、自白どおりに行動して指紋を採取する実験、目撃者が現場の状況で両氏を判別できたかを検証する心理学鑑定、映画のスタジオでの現場再現実験、日にちの記憶に関する心理学鑑定、テープの編集痕を発見した音響解析、便所窓からの脱出実験等々、その数は二〇を超える。実に多方面の科学者・専門家や支援者が協力してくださった。

同時に、証拠開示請求に徹底して取り組んだ。証拠を綿密に分析し、捜査機関がどのような証拠を収集しているはずであるかを解明して、対象を具体的に特定して開示請求を繰り返した。検察官は徐々に開示にに応じていった。当初「不見当」とされた証拠が後に開示されたものも少なくなかった。現場から両氏の毛髪が発見されなかったこと。現場から両氏の毛髪が発見されなかったことを示す毛髪鑑定、未開示だったもう一本の自白録音テープ(解析の結果二三箇所編集痕を発見)、被害者宅前で両氏と異なる特徴の男を目撃した近所の女性の供述証拠、目撃供述の誘導・変遷を示す初期供述証拠類など、百数十点の開示証拠から、両氏の無実の証拠が続々と発見された。

二〇〇五(平成一七)年九月、水戸地裁土浦支部の再審開始決定は、審理の流れを大きく変えるものとなった。

五 えん罪を生まない刑事司法をめぐって

弁護団は老若男女二十数名。中心となったメンバーの献身的な努力には頭が下がるが、全員がそれぞれに役割を果たし、全員でかちとった成果で

もある。われわれ茨城の弁護団員も地元の事件に貢献できたうれしさを味わっている。また、当事者である櫻井・杉山両氏のがんばりと人間的魅力も、支援の輪を広げる大きな力となった。布川事件はえん罪のデパートなどと言われる。えん罪の原因となる日本の刑事司法の問題点が典型的にあらわれている。別件逮捕・勾留を利用し

た長期間・長時間の取調べ、代用監獄での身柄の支配、弁護人の立会も録画・録音もない密室での自白強要、公判での証拠開示の欠如、自白偏重の裁判官等々。それだけにこの事件で無罪が確定した意義は大きい。布川事件の勝利を、すべてのえん罪被害者の救済と、えん罪を生まない刑事司法改革の力にしていけることが求められる。

首都圏青年ユニオンの精力的な運動が 勝訴判決の大きな原動力に

—SHOP99「名ばかり店長」訴訟

東京 戸舘 圭之

一 事案の概要

本件は、主に首都圏を中心に店舗展開しているコンビニエンスストア「SHOP99」で店長とし

て働いていた清水文美さん（現在三三歳、首都圏青年ユニオン組合員）が、長時間・加重労働により、うつ病にかかり休職を余儀なくされたことから、株式会社九九プラスに対して、未払い時間外

手当など約七四万円と同額の付加金、および慰謝料三〇〇万円の合計約四五〇万円の支払いを求めて、二〇〇八年五月に提訴した事件である。

原告は、首都圏青年ユニオンに相談し、団体交渉を数回行ったが、会社側は、店長職が労働基準法四一条二号のいわゆる「管理監督者」にあたり残業代の支払い義務はないと主張し、残業代の支払いを拒んだため、提訴するに至った。

二 完全勝利判決

二〇一一年五月三日、東京地方裁判所立川支部民事第一部（飯塚宏裁判長）は、原告の請求をほぼ認め未払い残業代など四四万八三七六円、付加金二〇万円、慰謝料一〇〇万円の合計約一六〇万円の支払いを命じる判決を出した（控訴せず確定）。

本件訴訟の争点は、主として、①管理監督者性、②安全配慮義務違反の二点であったが、判決



は、いずれの点においても原告の主張をほぼ全部認めた(判決が一部認容となった理由は、実労働時間のうちタイムシート上休憩時刻が記録されていなかった日について「労働日あたり四〇分が控

除されたこと、休日割増賃金の算定基礎となる休日労働日が法定休日に限定されたことなどによるものである)。

三 コンビニ店長の「管理監督者性」を否定

(1) 本判決の判断

本判決は、「店長」は管理監督者であるとの被告の主張を退け、店長職であった原告の管理監督者性を否定した。

(2) 判断基準

本判決は、管理監督者性の判断基準について、労働基準法上の労働時間規制の原則、例外として同法四一条二号の趣旨に鑑み「当該労働者が職務内容、責任及び権限に照らし、労働条件の決定、その他の労務管理等の企業経営上の重要事項にどのように関与しているか、勤務態様が労働時間等の規制になじまず、また、自己の出退勤につき一般の労働者と比較して自由な裁量が認められているか、賃金等の待遇が管理監督者というにふさわしいか否かなどの点について、諸般の事情を考慮して検討すべきものと解する」との規範を定

勝利判決を喜ぶ原告と支援者(二〇一二年五月三日、東京地裁立川支部前)

立し、「店長の職務内容、責任及び権限」「原告の勤務態様」「賃金等の待遇」の三点にわけて事実にあてはめて判断をしている。

(3) あてはめ

① 「店長の職務内容、責任及び権限」

「店長の職務内容、責任及び権限」について本判決は、当時「店長」の立場にあった正社員は、被告の全正社員の三分の二を占めていた事実、入社後わずかな期間で店長に任命され研修も重視されていない実態があったこと、人事権に関しては正社員の採用、昇格の決定権限がないことはもちろん、パート・アルバイトに関しても店長の完全な自由裁量ではなかったこと、店舗運営にあたっては上司であるエアアマネージャの決裁、判断を受けなければならず裁量の余地はすくなかったこと、月に一度開催される「店長会議」も本社からの一方的な情報伝達のみであり、店長からの意見聴取や経営方針について討論する機会ほとんどなかったこと、店長の日常業務はレジ打ち商品の陳列などパート・アルバイトとの間で作業内容が大きく違うということとはなかったこと、店舗の運営の方法についても上司から日常的に指導を受けていたなどの事実を認定した。

被告においては「必ずしも店長が重要な地位として位置づけられていなかったことがうかがわれ、

以上のような事情に照らせば、被告の店長が労働条件の決定、その他労務管理の重要性に照らして、法所定の労働時間の枠を超えて事業活動をする必要が要請され、その勤務態様も労働時間等の規制になじまないような立場にあったとは未だ認められない」と判断した。

② 「原告の勤務態様」

「原告の勤務態様」については、人件費の制約があるためにパート・アルバイト(PA)の代わりに店長が自ら働かなければならない実態、現に原告の労働時間が相当長時間におよんでいること、店長の出退勤の管理もシステム上行われていることなどの事実をふまえて、「店長は、その出退勤につき、自由な裁量が認められているとはいえない上、PAと同じ方法により出退勤時刻等が管理されていたのであるから、自己の出退勤につき一般の労働者と比較して自由な裁量が認められているとは認められない」と判断した。

③ 「賃金等の待遇」

原告は、店長になって以降、月例賃金が約四万円増額されたが、店長昇格後に実際に受け取った賃金額は、店長昇格前の額を超えることはなかった事実を認定した。

④ 結論

本判決は、これらの事情をふまえて、「以上のような職務内容、責任、権限、勤務態様及び賃

金等の待遇に照らして考えると、被告の店長として業務に従事していた原告が管理監督者にあたることは認められない」と管理監督者性を否定した。

四 付加金の支払いを認める

本判決は、付加金として認定した未払い割増賃金(四万八千三百六円)の約二分の一である二〇万円を支払いを認めた。

五 うつ病罹患についての安全配慮義務違反を認める

本判決は、原告のうつ病罹患と業務との因果関係について、原告が入社後約九カ月で店長となったこと、入社後、うつ病で休職となる約一年一カ月の間、勤務先が八箇所も変わったこと、人件費を抑制するように指導されていたことから原告が自ら就業することが少なくとも労働時間が長時間かつ不規則となったこと、店長として顧客のクレーム対応を行わなければならないこと、本件発症約七カ月前は、月一〇〇時間を超える深夜労働に従事し、六カ月前から一カ月前までは、一カ月当たり八〇時間を超える時間外労働に従事していたことなどを認定し業務との因果関係を肯定した。そして、これらの状況を認識しながら、なんらの措置をとらなかった被告の安全配慮義務違反を認め、慰謝料一〇〇万円の支払いを命じた。

六 本判決の意義

本判決は、コンビニエンスストアで働く店長が、労働基準法の労働時間規制の例外である管理監督者にあたることを示したという結論自体は、従前の裁判例(近時ではマクドナルド判決など)の傾向をふまえた当然の判断と思われる。

本件では、首都圏青年ユニオンが精力的な運動を展開して、傍聴支援など、原告とともに社会に対して訴え続けたことが、勝訴判決の非常に大きな原動力となった(東京地裁立川支部に毎回多数の支援者が駆けつけてくれた)。

原告の清水さんは、高校卒業後アルバイトなどでの生活を経て、ようやくつかんだ「正社員」の仕事が、「SHOP99」の仕事であったが、入社してからわずか一年数カ月でうつ病により休職を余儀なくされ現在に至っている。清水さんは、現在でも、再び会社で働きたいという希望を持っている。長時間労働の問題は、司法の場においては、残業代請求、慰謝料請求という事後的救済という形しかとれないが、本判決を契機に長時間労働のもたらす問題について広く社会に訴えかけていきたいと考えている。

原告代理人は、首都圏青年ユニオン顧問弁護士から、笹山尚人会員・三浦直子会員・戸館圭之の三人が担当した。

裁判員裁判の感想と教訓

千葉 加藤 寛之

私が経験した裁判員裁判の一件目は、覚せい剤の営利目的輸入の否認事件である。被疑者国選で配点を受けた弁護士より誘われ、複数選任の形で担当した。

1 事件の概要

被告人(仮にAさんと呼ぶ)は女性で、前科前歴なし、海外渡航歴なし。

仕事関係の知人男性Mから頼まれて香港に行き、Mが用意した現地の案内人KとともにMの知人を接待し、帰りの日にKから、Mへのお土産として袋入りコーヒーが三つ入ったビニール袋を渡された。

Aさんは、Kがホテル近くの雑貨店でこの袋入りコーヒーを買うところを見ていたので、怪しむ

ことなくコーヒー三袋が入ったビニール袋を受け取り、これを、スーツケースとは別に持っていた、土産物店の手提げ袋に無造作に放り込んだ。

香港の税関はパスした。しかし、成田税関の検査台で職員がAさんを停止させて取り調べたところ、コーヒーの袋から覚せい剤が発見された。検査室でさらに調べると、その総重量は四キログラム以上であった。

なお、本件ではMも逮捕されて取り調べを受けたが、Mは不起訴になっている。

2 争点

法的な争点は、Aさんがコーヒーの袋の中身を知っていたかどうかである。

事実の争いは、Aさんが成田税関の検査台で、

検査忌避行為をしたか否かである。

検察は、Aさんが成田税関の検査台で停止させられた際、開封検査を忌避する目的で、コーヒーの入っていたビニール袋からわざわざレシートを取り出して見せ、これらは香港の雑貨店で買ったものだと言ったと主張した。

これに対し、Aさんは、検査台ではレシートには一切触れていない、検査室で捜査官がコーヒーをビニール袋から取り出していくと、その一番底にレシートらしき紙片があったので捜査官に申告して取り出してもらった、自分はレシートに一切触れていないと主張した。

3 客観的証拠

弁護人は、Aさんの主張を裏付けるため、あら

ゆる指紋検査の結果を主張関連証拠として開示請求した。すると、レシートからは二つの指紋が検出されたが、それらはいずれもAさんの指紋とは異なっていた。

これにより、同レシートには触れた人の指紋が残るが、Aさんの指紋は残っていないことから、Aさんがレシートに触れていない可能性が証拠から判明した。

4 公判前整理

公判前整理において、裁判長は、情状立証はどうかと尋ねた。証拠も見えないから、露骨な有罪心証の開示である。

弁護人は、この裁判長は相手にせず、もっぱら裁判員を説得することにした。

5 裁判員の構成

裁判員の選任手続きにおいて選任された六名の裁判員は、全員が男性だった。一方、補充裁判員は二名とも女性だった。

この時点で、嫌な予感がした。

というのも、自分には修習生時代の模擬裁判員裁判で、男性模擬裁判員の評議を聞いて呆れ返った経験がある。

自白調書の任意性が争いになった事例で、ある男性裁判員は、自白の任意性など争うのは卑怯だ、被告人は自白調書にハンコをついたのだからその責任を取らなければならないと力説し、他の男性裁判員全員を支配してしまったのである。民事の保証否認事件か何かと勘違いをしているのであろうが、中途半端に裁判をかじっている分だけが悪い。

勘違いを指摘すべき裁判官らは薄笑いするだけで何も言わない。

この状況は、女性裁判員が「ちょっと待って」と異議を述べたことから評議がクールダウンし、その後には裁判長から民事と刑事の違いについて説明がなされて事なきを得た。

しかし、本件には女性の裁判員がいない。

6 証人尋問

弁護人は、成田税関の職員の供述調書についてすべて不同意にした。これに対し、検察官は、成田税関の検査台の職員一名を証人申請した。

さて、公判当日の証人尋問で、この職員は著しく異常な受け答えをした。

たとえば、検査台に並んでいるAさんを見て怪しいと思った理由は、コーヒー袋に覚えいれを隠す密輸事犯が多いことから、Aさんの持つ土産物店

の手提げ袋からコーヒー袋が見えたからだという。これは、職員の供述調書にはなかった証言である。

弁護人は、証人がコーヒー袋を見た状況について、Aさんと職員との位置関係や視線の角度、見た物がコーヒー袋であると判断した理由(コーヒーカップの絵が見えた)などについて、職員を執拗に尋問して供述を固めさせた。

職員は弁護人の望み通り、細部まで具体的かつ詳細に供述した。

ところで、この職員の供述内容は、明らかに虚偽である。

なぜなら、甲号証の写真撮影報告書によれば、Aさんの持っていた土産物店の手提げ袋は底が深い上に不透明であり、なおかつコーヒーはビニール袋に包まれていて、外からコーヒーを直接見ることは不可能な状況にあったからである。

この証人は、透視能力を持つ超能力者だとも言うのであろうか。

証人は、レシートについても検察官の主張事実をそのまま供述した。

しかし、反対尋問で、Aさんがレシートを示した前後にあった事実を尋問したところ、証人は自らの供述調書に書いてある内容すら答えることはできず、場当たりの回答に終始した。

証人は、事前に証人テストで吹き込まれた内容

以外は覚えていなかったのである。

7 被告人質問

被告人質問において目立ったのは、裁判官らによる露骨な有罪方向への誘導尋問である。

たとえば、裁判長は、補充尋問の冒頭でAさんに對し、いきなり「あなた反省してないんですか」とやった。

Aさんは、事前準備で打ち合わせたとおり、「MやKに騙されたのは隙があったと思う」と回答した。しかし、今を思えば、ここでAさんは、激怒して裁判官と裁判員らを怒鳴りつけ、ショックを与えるべきだったかもしれない。

8 弁論

弁護人は、弁論の冒頭と末尾で、刑事裁判の原則をいま一度繰り返し、事実認定は客観的証拠に基づいて行うべきこと、証人の法廷供述は客観的証拠とこのように矛盾すること、客観的証拠と矛盾する供述は、誰のものであっても信用できないことを述べた。

裁判員裁判の実相

15

9 求刑・判決

検察官の求刑は懲役二三年と罰金八〇万円。

Aさんが持ち込んだ重量から機械的に計算した求刑である。これに對し、判決は懲役九年六月と罰金四五〇万円であった。

弁護人は判決理由の読み上げに注目した。事実認定の柱が証人の供述である。

客観的証拠と一見して矛盾する証人の供述を信用できると認定するからには、証拠に基づく理由付け（矛盾するように見えるけれども、証拠をこう解釈すれば矛盾はない、など）をしなければならぬ。司法修習では、これを欠く起案はE評価（不合格）である。

しかし、判決理由の中で、証人の供述が信用できるとした理由は、ただ証人が税関の職員という第三者の立場にあることだけであった。客観的証拠との矛盾は黙殺された。言い渡しが終わった後、私の口から思わず「これはE起案だ」という言葉が漏れた。裁判長は一度だけこちらを振り向いたが、無言で法廷を後にした。

10 考察

まず、裁判員裁判にえん罪防止は期待できない

ことが判明した。

日本では義務教育課程において法教育がない。したがって、刑事裁判の諸原則は市民の常識になっていない。

刑事裁判の諸原則は、過去に繰り返された無数のえん罪と違法捜査の犠牲を踏まえて成立したものである。言わば、無数の被告人と弁護人らが長年かけて、多大な犠牲のもとにたまたか獲得した適正手続きの権利なのである。それは時として市民の常識なるものと矛盾する。

市民の常識では、逮捕されたらすでに有罪。お役人様が法廷まで来てウソをつくはずがない。疑われるのは疑われる行為をした者が悪い。

刑事裁判の無罪推定原則や、事実認定における客観的証拠の重要性は、未だに日本の市民の常識ではないのである。

また、量刑に裁判員を関与させることには問題がある。

本件は完全否認事件である。被告人に有利な情状はただ一点、前科前歴なし、のみである。ところが蓋を開けると、判決は量刑相場の下限ギリギリであった。

おそらく、評議の最終段階で、有罪との確たる心証を有しないまま、有罪に票を入れた裁判員がいたのであろう。

本件ではMが不起訴になっている。Aさんを無

罪にすると、本件で刑事責任を問われる者がいなくなる。よって、有罪無罪でAさんに不利な票を入れ、量刑はAさんに有利にすることでバランスを取ったのかもしれない。

しかし、彼らの行為は刑事裁判の原則に照らし誤っている。有罪との確たる心証がないのであれば、どれだけ有罪判決に社会防衛的意義があるうとも、Aさんを無罪にしなければならぬ。

しかし裁判員らは、Aさんの基本的人権を守り無罪判決を出すよりも、社会防衛と見せしめの懲罰を優先した。裁判員裁判は、まさに日本社会の現実を生きる市民独特の感性に基づき、新たなえん罪を作り出した。

11 後日談

Aさんは、控訴したが、棄却された。

控訴審判決も、証人の供述と客観的証拠との矛盾点に触れず黙殺した。日本の刑事司法に絶望したAさんは、上告を取り下げて判決が確定した。

私は、その後、二件の裁判員対象事件(殺人、傷害致死)を受任したが、殺人は嫌疑不十分で不起訴にし、傷害致死は傷害に落として略式罰金にした。

裁判員裁判に希望がもてないのであれば、裁判にさせなければよい。無罪は獲得できないが、不

引き続き 東日本大震災義援金にご協力を

青年法律家協会弁護士学者合同部会

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648
口座名義 カンパロ 青年法律家協会 松尾 文彦
(カンパグチ セイネンホウリツツカキョウカイ マツオフミヒコ)

起訴は獲得できる。裁判官も裁判員も話にならないが、捜査検事とは話ができる。検事に不起訴裁定書を書かせるための被疑者弁護こそが、何よりも重要である。

そして、一切の供述調書に署名・指印させないこと、被疑者ノートを毎日詳細につけさせることは、不起訴を獲得するうえで非常に有効であったことを申し添えて、本文を終える。

編集後記

◆九州電力玄海原発 2・3号機の運転再開で 佐賀県知事も、海江田 経産相の「国が責任を持つ」などの説明に大臣から強い言葉もらったなど
といつて再開に前向きなようであるが疑問はぬぐえない。◆報道にあるやりとりは、安全だと言葉で言っているだけで具体性はないから、どこかで何かを確認してはいるのだろう。だが、どのレベルでどこまでを安全だと言っているのか、安全をどういう意味で使っているのかなどがまったく見えてこない。◆緊急安全対策をクリアしたといっても、福島原発の原因解明がされていない段階ではそれを踏まえた十分な安全策ではないから、今回の震災規模の災害に対して安全だとは言い切れない。もともと完璧な安全などはないのだから、ここから先は安全でないと言ってもらわなければならないと思う。◆そもそもこの経産相、変額保険で利回りの良さを強調して消費者被害を生じさせた火付け役の一人でもある。その安全への「見込み」について行く気にはとうていなれない(高木「宏行」)。